# 平成 25 年度予算案の概要 (雇用均等・児童家庭局)

待機児童解消のため、保育所などの受入児童数の拡大や放課後児童クラブの充実を図るとともに、地域の子育て支援、児童虐待防止対策、社会的養護の充実、ひとり親家庭支援、母子保健医療対策等を推進し、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍促進に向けて、ポジティブ・アクションの取組みを推進するとともに、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援策を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保などにより、安心して働くことのできる環境を整備する。

## ≪主要事項≫

#### 第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

- 1 待機児童の解消などに向けた取組み
- 2 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実
- 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 4 母子保健医療対策の推進
- 5 児童手当制度
- 6 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲)

#### 第2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

- 1 女性の活躍促進
- 2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進
- 3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

## ≪予算額≫

(単位:億円)

	(単位:億円)			
会計区分	平成 24 年度 当初予算額	平成 25 年度 予 算 案	増▲減額	伸び率
一般会計	20, 229	20, 018	<b>▲</b> 211	▲1.0%
※24年度補正予算案と25年度予算案とを一体的なものとして、「15か月予算」として編成 561(24年度補正予算案)+20,018(25年度予算案)=20,579				
年金特別会計 子どものための 金銭の給付勘定 うち、児童育成事業費	6 3 3	6 5 7	2 4	+3.8%
労働保険特別会計	1 2 3	8 8	<b>▲</b> 35	<b>▲</b> 28.3%
労災勘定	4. 2	3. 5	<b>▲</b> 0. 7	<b>▲</b> 16.3%
雇用勘定	1 1 8	8 4	▲34	▲28.7%
東日本大震災復興特別会計	8	3 4	2 6	+321%

<sup>※</sup> 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

#### 第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

#### 1 待機児童の解消などに向けた取組み

(平成24年度当初予算額)

(平成 25 年度予算案)

4, 612億円 → 4, 961億円

#### (1) 待機児童解消策の推進など保育の充実

4.611億円

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大(約7万人増)を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育(保育ママ)(1万人 $\rightarrow$ 1.3万人)、延長保育(58.0万人 $\rightarrow$ 60.2万人)、休日・夜間保育(休日:10万人 $\rightarrow$ 11万人、夜間:224か所 $\rightarrow$ 252か所)、病児・病後児保育(延べ143.7万人 $\rightarrow$ 延べ171.8万人)などの充実を図る。

#### (参考)【平成24年度補正予算案】

#### 〇待機児童解消のための保育士の確保

438億円

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の 就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「 保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育 士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処 遇改善等を実施する。(安心こども基金)

#### 〇保育や地域の子育て支援の充実等

118億円

認定こども園等における保育の充実、地域子育て支援拠点事業について子育て家庭への情報集約・提供などの「利用者支援」を行うなどの機能強化、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図る。(安心こども基金)

また、従来子育で支援交付金において行ってきた事業について、平成27年4月から実施される予定の子ども・子育で支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

## (2) 放課後児童対策の充実

3 1 6 億円

放課後児童クラブについて、保育の利用者が就学後に引き続き利用できるよう、 か所数の増(26,310 か所→27,029 か所)を図る。

## (3) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援(復興) 34億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画で、平

成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

## 2 児童虐待 · D V 対策、社会的養護の充実

963億円 → 989億円

#### (1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実

968億円

#### ①児童虐待防止対策の推進【一部新規】

児童相談所などの専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、 未成年後見人制度の普及促進などを図る。

さらに、これまで安心こども基金において行ってきた児童の安全確認等のための体制強化事業、児童虐待防止対策強化のための広報啓発事業と資質向上事業を、 平成25年度から当初予算に計上して実施する。

#### ②家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料の助成(月額10万円)や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

#### (参考)【平成24年度補正予算案】

#### ○児童養護施設等の家庭的養護への転換

4. 1億円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、入所児童を地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、交付基礎点数を嵩上げし、小規模グループケア化のための改築やグループホームの創設等の施設整備を促進する。

#### ③被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童家庭支援センターなどにより、在宅の子どもや保護者の虐待などに関する相談・支援を行う。

また、児童養護施設の心理療法担当職員の配置の推進、母子生活支援施設の特別生活指導費加算の充実を図るとともに、これまで安心こども基金において行ってきた職員の資質向上のための研修事業を、平成25年度から当初予算に計上して実施する。

#### ④要保護児童の自立支援の充実【一部新規】

現在、児童養護施設などに入所している高校生に支給している自立に役立つ資 格取得に必要な経費を、中卒・高校中退などの児童にも支給する。

また、これまで安心こども基金において行ってきた退所者等の就業支援事業を、 平成25年度から当初予算に計上して実施する。

## (2)配偶者からの暴力(DV)防止(一部再掲)

5 7 億円

配偶者からの暴力 (DV) 被害者に対して、婦人相談所などで行う相談、保護、 自立支援などの取組みを推進する。

## 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,857億円 → 1,921億円

#### (1)ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進

98億円

母子家庭の母などへの就業支援、養育費の確保や面会交流の支援など総合的な 自立支援施策を推進する。

高等技能訓練促進費等事業については、これまで補正予算を活用した暫定的な 措置であったものを、平成25年度から所要の見直しを行うとともに当初予算に計 上することにより、安定的な事業実施を図る。

#### (2) 自立を促進するための経済的支援

1.823億円

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。

また、母子家庭などの自立を促進するため、技能取得などに必要な資金の貸付け を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

## 4 母子保健医療対策の推進 271億円 → 259億円

## (1) 妊婦健康診査の公費助成

妊婦健康診査の公費助成については、これまで補正予算により基金事業の延長 を重ねてきたが、平成25年度以降は、地方財源を確保し地方財政措置を講じるこ とにより、恒常的な仕組みへ移行する。

また、離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援につい ても、地方財政措置が講じられる。

#### (2)不妊治療などへの支援

9 2 億円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に必要な費

用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不育症に悩む人への相談体制の充実を図る。

#### (3)小児の慢性疾患などへの支援

165億円

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する(小児慢性特定疾患治療研究事業)。なお、難病対策の法制化等の取組みと併せ、取組みを進める。

また、未熟児の養育医療費の給付などを行う。

## 5 児童手当制度 1兆4,585億円 → 1兆4,311億円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

## 6 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・7ページ参照) 9 2 億円 → 7 3 億円

## 第2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

#### 1 女性の活躍促進

りを支援する。

5. 7億円 → 6. 1億円

(1) 女性の活躍促進のための直接的な働きかけ【一部新規】

5.0億円

ポジティブ・アクション(女性の活躍促進)を支援するため、新たに雇用均等指導員(均等担当)(仮称)を設置し、企業に対する直接的な働きかけを強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組みの推進【一部新規】 1. 1億円 専用ポータルサイト等での開示を促進するとともに、企業の労使で男女の均等 度合いを把握してポジティブ・アクションにつなげるための事業を実施する。 また、新たに、メンター(※1) やロールモデル(※2) の確保・育成が困難な 中小企業がネットワークをつくり、女性の相互研鑽、研修などを行う仕組みづく

- (※1) メンター:後輩からの仕事・キャリア等の相談相手となりつつ助言、指導、支援を し人材育成する人物
- (※2) ロールモデル:職業人として模範、手本となる、又は目指したい人物

## 2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進 92億円 → 73億円

#### (1) 両立支援に取り組む事業主への助成金の支給【一部新規】

6 7 億円

働き続けながら育児・家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、子育て期における短時間勤務制度を導入し労働者に利用させるなど、雇用環境の整備を行う事業主に助成金を支給する。

また、期間雇用者に育児休業を取得させ、復職させた事業主に助成金を支給する (期間雇用者継続就業支援コースの新設) ことにより、期間雇用者の育児休業の取得を促進し継続就業を支援する。

さらに、事業主が女性の活躍促進について取り組むことを宣言し、成果があった場合に、助成金を上乗せ支給する制度を創設する。

- (2) 仕事と育児の両立支援に関する雇用管理改善事業の実施 4.9億円 両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、期間雇用者の育児休業 や短時間勤務の取得などに関する好事例の収集・普及を行うとともに、イクメン プロジェクトの実施などにより、男性の育児休業の取得を促進する。
- (3)仕事と介護の両立支援事業の実施【新規】 30百万円

労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進するため、企業向けの両立支援対応策モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や両立モデルなどを内容とする労働者向け事例集の作成、シンポジウムの開催などを行う。

#### (4) 育児・介護休業法の円滑な施行

62百万円

育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導などの強化により、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進を図る。

(5)中小企業における次世代育成支援対策の推進 22百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定などが行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組みを行うよう周知・啓発に取り組む。

## 3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進 【一部新規】

25億円 → 15億円

パートタイム労働法制の整備を進め、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成措置の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援を行うとともに、新たにパートタイム労働者の活躍を推進する雇用管理改善の取組みの普及促進を行う。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成措置の活用による支援などを行う。

(※) 均衡待遇・正社員化推進奨励金 (パートタイム労働者の正社員転換等を推進) については、他の非正規雇用対策関連の助成金と整理・統合し、平成 25 年度からは有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト (仮称) における包括的な助成措置として実施する。

## 4 多様な働き方に対する支援の充実

3. 4億円 → 1. 4億円

(1)短時間正社員制度の導入・定着の促進(再掲) 97百万円 短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成措置の活用 による支援などを行う。

#### (2)良好な在宅就業環境の確保

4 1 百万円

在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者と仲介機関など発注者を対象とした支援事業を実施する。